

堺市ふるさと納税寄附管理等業務仕様書

1 業務名

堺市ふるさと納税寄附管理等業務

2 業務目的

堺市（以下「本市」という。）が実施するふるさと納税事業のうち、寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品の新規開拓及び情報発信等を民間事業者へ委託することにより、民間事業者が持つノウハウや体制を活用し、事務の効率化に加え、本市の魅力発信と寄附受入額の拡大につなげる。

3 履行場所

発注者が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

※契約締結日から令和9年3月31日までの間は前委託事業者からの引継ぎやポータルサイトとの連携等運用開始に向けた準備期間とし、令和9年4月1日以降速やかに寄附者情報の管理業務や返礼品の発注、配送管理業務等を開始できるようにすること。なお、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

5 前提条件

（1） 寄附管理システムについて

本業務の遂行にあたっては、寄附者情報管理、返礼品の発注、配送管理、書類発送管理等を滞りなく履行できる寄附管理システムを活用することとし、システムの利用環境の構築・整備費用、システムの利用料・管理費用については、委託料に含むこと。

（2） 本市が利用するポータルサイト

本市が現在契約しているポータルサイトは「ふるさとチョイス（パートナーサイト含む）」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」、「さとふる」、「auPAY ふるさと納税」、「ANAのふるさと納税」、「JRE MALL ふるさと納税」、「まいふる by AEON CARD」、「Amazon ふるさと納税」、「一休.com ふるさと納税」、「G-Call ふるさと納税」、「ふるさと Now」であり、これらのポータルサイトで受け付けた寄附情報の連携が可能であること。なお、委託期間中に随時ポータルサイトを追加する場合がある。

6 業務概要

委託業務の概要は以下のとおり。

- (1) ポータルサイトの管理運営業務
- (2) 寄附管理システムの管理運営業務
- (3) 返礼品協力事業者への返礼品の発注・配送・在庫管理及び返礼品代、送料等の精算等に関する業務
- (4) 返礼品協力事業者の新規開拓及び返礼品の企画提案業務
- (5) 返礼品協力事業者等との連携・関係構築及び返礼品の申請受付等に関する業務
- (6) 戦略的な広報・マーケティング等更なる寄附獲得に向けた業務
- (7) 寄附者への対応に関する業務
- (8) 寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書等の作成及び送付業務
- (9) ワンストップ特例申請書の受付等に関する業務
- (10) 前委託事業者からの引継ぎ業務及び次期事業者への引継ぎ業務
- (11) その他業務・留意事項

7 業務の詳細

(1) ポータルサイトの管理運営業務

ア 本市が利用するポータルサイトを經由した寄附の申込に対応すること。

イ ポータルサイト上の本市ページの修正・更新・保守管理（返礼品の更新、返礼品の在庫管理等）を行うこと。また、本市からの指示に基づき、自治体ページの修正・更新を迅速に行うこと。

ウ ポータルサイトに必要な返礼品情報を掲載すること。なお、掲載にあたっては、必要に応じて返礼品等の写真撮影やサムネイルへの文字入れ加工を行うなど返礼品の魅力が寄附者に最大限伝わるような画像を作成すること。

エ 寄附申込完了又は決済完了メールが自動的に送信されないポータルサイトについては、寄附申込完了又は決済完了メールを寄附者に送信すること。

オ 本市が委託契約期間中に新規ポータルサイトを導入した場合、当該ポータルサイト経由の寄附について、両者協議の上決定した業務の範囲について対応すること。

(2) 寄附管理システムの管理運営業務

ア ポータルサイトと連携した寄附管理システムを用いて、寄附者情報の管理、返礼品の発注及び配送管理業務等を行うこと。なお、各寄附について、申込元のポータルサイトを判別できるよう管理すること。

イ ポータルサイトとの連携において、個人情報の漏洩が発生しないよう適切な対策を講じること。

ウ 寄附者がポータルサイトを介さず、申込書等によって本市に直接行った寄附（令和7年度実績で約200件）について、寄附者情報を本市が提供した場合は、当該情報についても一元管理すること。なお、申込内容等に不備がある場合は、直接寄附者に連絡し補完する

こと。

エ 寄附申込状況、寄附金の決済状況及び配送状況など寄附申込に係る進捗状況等について、寄附管理システムで本市が随時データを確認でき、かつ本市への情報提供が可能であること。また、申込ポータルサイトや選択した返礼品ごとといった本市が必要とする条件での検索、集計等が可能な機能を有し、本市が統計資料等の作成において、簡易に加工できるようCSV形式で以下に指定するデータ出力を可能とすること。

- ・ 寄附申込日、決済日、寄附者氏名、住所、寄附金額、利用ポータルサイト名、本市が指定している寄附金の使途

オ 本市に提供する寄附管理システムにおいて、本市が保有する過去の寄附情報も含め、各種条件での検索、集計等が可能な機能を提供すること。

カ 本市と協議の上、ポータルサイトを新たに追加した場合も上記業務に対応すること。

キ 契約期間終了日から原則として1年間は、本市が随時データを確認できるようにすること。

(3) 返礼品協力事業者への返礼品の発注・配送・在庫管理及び返礼品代、送料等の精算等に関する業務

ア 返礼品協力事業者（公告日時点で約150事業者）との間において、返礼品の提供及び個人情報の取扱いに係る契約等必要な契約を令和9年2月28日までに取り交わすこと。

イ 寄附者が返礼品を希望した場合、本市が指定する価格で返礼品協力事業者に発注を行い、配送が確実に行われるよう、配送状況を管理すること。なお、返礼品協力事業者への返礼品の発注、配送状況、返礼品在庫管理及び返礼品代、送料等の精算状況等の情報管理は、寄附管理システムを活用するものとし、システムは本市が随時確認できる仕様とすること。

ウ 返礼品協力事業者への発注は、寄附金の入金を確認でき次第、速やかに行うこと。また、寄附金の入金を確認した後、指定された返礼品を寄附者が指定する配送先に原則として30日以内に配送できるように配送管理すること。発送漏れや遅延等が発生していないかを常時確認し、異常があった場合は、速やかに返礼品協力事業者と連携し、適切に対応すること。

エ 返礼品のうち賞味（消費）期限が短い食品等については、商品の配達希望日を事前に寄附者に確認、調整、情報提供を行うなど、返礼品協力事業者と連携して、返礼品が適切に寄附者の手元に届くよう措置を講じること。

オ 返礼品協力事業者が、別の第三者に返礼品を配送させることを本市が認めた場合には、別の第三者が返礼品の配送が行えるよう対応すること。

カ 返礼品の送付に際し、リピーター獲得につながるような工夫を返礼品協力事業者及び本市に対し助言・提案し、寄附者への訴求力を高めること。

キ 配送遅滞又は返礼品等の梱包箱の破損等、配送に係るトラブルや返礼品に対するクレーム等が生じた場合は、速やかに返礼品協力事業者と連携して、寄附者への対応を行うとともに、重大な案件については本市に報告すること。

ク 返礼品協力事業者と連携して、在庫切れに伴う寄附機会の損失が生じないよう返礼品の

在庫管理を適切に行うこと。また、必要に応じてポータルサイトで数量制限を設定するなど、適切な措置を講じること。万一、在庫切れが発生した場合は、速やかにポータルサイト上で周知を行うとともに、本市に報告すること。

ケ ポータルサイトを介さず本市に直接寄附申込書により寄附を行い、寄附者が返礼品を指定している場合、速やかに寄附者の指定する送付先に返礼品を配送すること。

コ 名入れが可能な包丁など、個別対応を要する返礼品を寄附者が選定した場合などにおいて、申込内容に不備等がある際には、返礼品協力事業者と連携して、寄附者にその内容を確認すること。

サ 配送において、提携する配送業者が独自の手法により通常より安価に行える場合は安価な方法で配送し、経費の削減に努めること。

シ 返礼品提供事業者へ返礼品代及び配送業者への送料等、返礼品の発注に係る費用の支払を行うこと。なお、本市は当該業務に係る経費のうち、返礼品代及び配送業者への送料以外の費用は一切負担しないため、本市の責めに帰さない事由により発生するその他経費については、原則として負担すること。

(4) 返礼品協力事業者の新規開拓及び返礼品の企画提案業務

ア 本市が定める『「堺市ふるさと応援寄附金」返礼品協力事業者公募要領』（以下、「公募要領」という）及び国の定める地場産品基準等に適合した返礼品を募集するとともに、返礼品協力事業者と連携の上、商品選定や開発を行い、寄附受入額の更なる拡大に資する新規返礼品を開拓すること。

イ 新規返礼品の開拓だけでなく、競争力を高めるため、既存返礼品の魅力向上（返礼品画像の改善や寄附者にとっての利便性の向上等）に資する企画・提案を返礼品協力事業者及び本市に対して積極的に行うこと。

ウ 新規返礼品の開拓や既存返礼品の魅力向上にあたっては、寄附者ニーズを的確に捉え、先進事例等を踏まえて効果的に寄附受入額の拡大につながる企画とすること。

(5) 返礼品協力事業者等との連携・関係構築及び返礼品の申請受付等に関する業務

ア 返礼品協力事業者との連携を強化するため、事業者訪問、事業者向け説明会及び勉強会等を積極的に実施すること。また、返礼品協力事業者に対して、最新の市場情報を適宜提供するとともに、寄附受入額の拡大に向けた助言・提案を行うことで返礼品協力事業者のモチベーションアップを図ること。

イ 返礼品協力事業者が返礼品のページ掲載（返礼品の写真撮影等も含む）、配送、寄附者対応などを円滑に行えるようサポートすること。また、在庫管理や返礼品の配送等に係る事業者の負担軽減につながる助言・提案を行うこと。

ウ 返礼品協力事業者及びその他市内事業者からの返礼品の申請等に関する問合せがあった場合、国の定める地場産品基準や事務手続きなどの情報提供等、適切に対応すること。また、問合せ内容については適宜本市に報告すること。

エ 市内事業者からの返礼品の申請に際して、公募要領に規定する事業者登録申込書兼変更

届、返礼品登録申請書、変更申請書、廃止報告書の記載項目を確認の上、提出書類における不備の解消やポータルサイトへの反映等、適切な対応をとること。

オ 返礼品について国の示す地場産品基準に違反する不備等がないか、定期的な確認を行うこと。

(6) 戦略的な広報・マーケティング等更なる寄附獲得に向けた業務

ア 本市の魅力を効果的に発信し、寄附受入額の拡大につながる効果的な広報・マーケティング戦略を提案し、取組内容及び期待できる効果を本市に対して説明の上、実施すること。

イ 本市が現状想定している広告媒体は以下のとおりであるが、その他あらゆる広告媒体や手法の活用も選択肢に入れ、最も効果的な戦略を立案すること。

- (1) 検索連動型広告等のポータルサイト内広告
- (2) 定期的なメルマガ等の配信
- (3) レビュー投稿数を増加させる取組
- (4) ふるさと納税専門誌等への掲載
- (5) 返礼品のPR動画、PR冊子等の制作

ウ 返礼品ページの作成にあたっては、クリック率・転換率向上の観点から、サムネイルやタイトル、返礼品の紹介文は勿論のこと、SKU対策や回遊性向上対策などの工夫を凝らし、寄附者への訴求力の高い内容とすること。特に、返礼品画像や返礼品の紹介文については、返礼品協力事業者から提供される素材をそのまま使用するのではなく、独自の工夫を凝らし、返礼品の魅力が最大限に伝わるバナーや返礼品のサムネイル画像の作成などを行うこと。

エ ポータルサイトにおける返礼品に関する寄附者からのレビュー数を増加させる施策及びリピーター確保につながる効果的な情報発信、PR手法を積極的に提案すること。

オ 実施したPR施策の具体的な内容及び効果の分析結果等については、毎月本市に対して報告を行うとともに、効果の分析結果や市場動向の変化等に応じて、更なる寄附受入額の拡大に向けた広報・マーケティング戦略を企画・提案すること。

(7) 寄附者への対応に関する業務

ア 寄附者等からの問合せ（ふるさと納税制度、寄附の手続き、返礼品の配送状況、ワンストップ特例制度等ふるさと納税に係る全般の問合せ）への一次対応は、原則として受注者が全て担うものとする。ただし、行政に関する質問・苦情など対応できない内容については、本市に引き継ぐこと。

イ 本業務の問合せに対応するため、コールセンター（電話、FAX及びメールアドレス）を設置すること。また、対応時間は平日10時から17時（12月29日から1月3日までを除く）までを最低条件とし、応答が著しく遅れ寄附者離れが発生しないよう、体制を整えること（特に年末の繁忙期）。

ウ 寄附者から返礼品等に関するクレームがあった場合には、速やかに状況の確認を行い、原則として24時間以内に回答すること。また、必要と認められる場合は、返礼品協力事

業者や配送事業者等に対して対策を求めるなど、苦情の解消に向けた調整を行うとともに、適宜本市に報告すること。

エ コールセンターへの問合せ内容をシステム等へ記録し、本市と情報共有すること。また、記録された問合せ内容は本市においても、随時確認ができるようにすること。

オ 緊急及び重要な問合せの場合には、速やかに本市に報告すること。

カ 寄附者からの寄附キャンセルの問い合わせがあった場合は、原則キャンセル不可であることを伝え、適正に対応すること。また、やむを得ずキャンセルが確定した場合は、ただちに返礼品の配送を止めること。

(8) 寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書等の作成及び送付業務

ア 寄附金の入金確認後、寄附金受領証明書やワンストップ特例申請書など、必要な書類を速やかに作成の上、寄附者に送付すること。その際、寄附金受領証明書は厳正に保管すること。あわせて、随時本市が発送状況を確認できるよう寄附管理システムに速やかに反映すること。

イ 寄附者より上記郵送物に係る再発行依頼があれば対応すること。

ウ ワンストップ特例申請書の発送時に同封する返信用封筒は、できる限り長形 3 号封筒を使用するなど、寄附者がワンストップ特例申請書等を返信する際の負担軽減に努めること。

エ ワンストップ特例申請書の発送時に同封する送付状等に、オンラインでのワンストップ特例申請手続きに関するサービス概要等を記載し、寄附者によるオンライン申請の利用促進に努めること。

オ アの具体的な送付物の内容は本市と協議の上、決定し、必要に応じて送付物の内容について適宜見直すこととするが、特に寄附者との関係構築（リピーターの獲得等）につながる送付物を企画・提案すること。

(9) ワンストップ特例申請の受付等に関する業務

ア ワンストップ特例申請書の受付を行うこと。受付業務の範囲は、申請書類の受付（変更申請を含む。）、申請書類の審査、申請不備者への対応（不備通知・再受付を含む。）、寄附者への受付完了通知の発送、ワンストップ特例申請に関する問合せ対応、控除申告用 CSV データ（eLTAX 送信レイアウトに合わせること。）の作成、ワンストップ特例申請データの保管とする。なお、控除申告用 CSV データは本市が指定する期日までに提出すること。

イ 申請書等の書類は、受付に必要な業務が完了するまで保管し、業務終了次第本市へ返還すること。

ウ ワンストップ特例申請の受付状況について、本市においても随時確認できるシステムで管理すること。

エ 本市は株式会社 Workthy が提供する「自治体マイページ」を利用しており、このサービスと同等の機能を持つサービスを寄附者へ提供できるようシステム環境を整えること。

オ その他ワンストップ特例申請書やそのデータの取扱いに関しては、「11 個人情報保護及び情報セキュリティ対策」に記載の内容を遵守すること。

(10) 前委託事業者からの引継ぎ業務及び次期委託事業者への引継ぎ業務

ア (1)～(9)の業務については、令和9年4月1日から令和12年3月31日までに受け付けた寄附に対する業務のほか、令和9年3月31日までの寄附受付分の寄附における未発送の返礼品や書類の送付、及びワンストップ特例申請の受付、寄附金受領証明書の再発行依頼等の問合せの対応についても対象とする。そのため、令和9年3月31日までの寄附受付に係る本業務を受託する事業者から、本業務の履行に必要な情報等の引継ぎを遅滞なく行うものとし、現行の業務からの継続性を損なわないよう留意すること。同様に、令和12年4月1日以降の寄附受付に係る本業務を受託する事業者に対し、本業務の履行に必要な情報等の引継ぎを行うこと。引継ぎに際し要する費用については、両者の協議により応分に負担すること。引継ぎに要する費用は委託料に含むこととし、本市は委託料以外の費用は一切負担しない。

イ 委託料の支払い

令和9年4月1日以降に行う、令和9年3月31日までの受付分の寄附に対する業務にかかる本市からの委託料の支払いについては、以下のとおりとする。

I. 寄附管理委託料について

令和9年3月31日までの受注者に対して支払うものとする。

II. 未発送の返礼品の調達にかかる経費及び返礼品配送料

令和9年4月1日以降の受注者に対して支払うものとする。

III. 未発送の寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書等の書類一式の作成及び送付に係る費用

令和9年4月1日以降の受注者に対して支払うものとする。

IV. ワンストップ特例申請書の受付に係る経費

令和9年4月1日以降の受注者に対して支払うものとする。

V. 配送管理及び問合せ対応等の業務委託料

令和9年4月1日以降の寄附実績に対して支払う委託料の範囲内とする。

(令和9年3月31日までの受付分の寄附に対する問合せ等に対応した場合でも、追加の委託料は発生しないものとする。)

(11) その他業務・留意事項

ア ふるさと納税制度に改正等が生じた場合は、ポータルサイトへの掲載内容の変更や返礼品協力事業者向け説明会の開催等、必要な対応を適切に行うこと。

イ 経費率基準に適合できるよう、業務全般にわたって経費抑制の視点をもつこと。

ウ 本業務委託の中で製作したポータルサイトへの掲載画像や冊子・チラシなどの制作物の著作権については、原則として本市に帰属するものとする。また、本市は当該制作物を二次利用できるものとし、受託者は本市又は本市の指定する者に対して著作権人格権を行使しないものとする。なお、現在ポータルサイトに掲載している返礼品画像のうち、前委託事業者が制作した画像に係る権利は本市に帰属していないため、受託者は、令和9年3月

3 1 日までの前委託事業者からの引継期間中に、制作が必要となる返礼品画像を把握し、本市と協議の上、寄附獲得機会の損失が生じないように、令和 9 年 4 月 1 日から各ポータルサイトに返礼品画像を掲載できるよう必要な準備を完了すること。

エ (1) から (10) に規定する業務に関わらず、寄附受入額の拡大及び本市業務の効率化、負担軽減につながる方策を積極的に提案し、本市と協議の上で実施すること。

8 委託料の範囲及び支払方法

(1) 本市が受注者へ支払う経費は次のとおりとする。

① 寄附管理委託料（7 業務の詳細における (1) ～ (7)、(10) ～ (11)）

※ (6) に係る経費については、原則本市が負担（広告費として別途広告運営会社に支出）するものとするが、企画立案・運用に係る経費については寄附管理委託料に含めること。

【参考】令和 8 年度広告費（当初予算）：1,500 万円

② 返礼品の調達にかかる経費（7 業務の詳細における (3)）

実際に返礼品の調達にかかった費用

なお、返礼品代（箱・梱包代含む）及び消費税及び地方消費税とし、寄附額の 3 割を上限として、あらかじめ、本市と返礼品協力事業者において、決定した金額とする。

③ 返礼品配送料（7 業務の詳細における (3)）

実際に返礼品の配送にかかった費用。ただし、配送料が安価になるよう常に工夫を行うこと。

④ 寄附者への書類の作成及び送付に係る経費（7 業務の詳細における (8)）

寄附者への書類の作成及び送付に係る事務費用及び郵便代の実費相当額とする。

⑤ 寄附者のワンストップ特例申請書の受付に係る経費（7 業務の詳細における (9)）

ワンストップ特例申請書の受付及びデータ作成に要する費用。

ただし、不備通知や受付完了通知等の寄附者への連絡等にかかる郵送料については実費相当額とする。

※履行期間における予定数量は以下のとおり。

ア 寄附金額：8,130,000,000 円

イ 寄附件数：225,700 件

ウ 返礼品代：2,439,000,000 円

エ 返礼品配送料：243,900,000 円

オ ワンストップ特例申請書の受付件数（紙）：18,000 件

カ ワンストップ特例申請書の受付件数（オンライン）：54,000 件

(2) 返礼品の発送に関する毎月の実績を翌月の末日までに本市に報告、委託料として請求し、月ごとの業務履行報告を本市に行うものとする。なお、業務履行報告書には、寄附件数、寄附額、返礼品ごとの件数、返礼品の実費相当額、返礼品配送料の実費相当額、

寄附者への書類作成および送付件数、寄附者のワンストップ特例申請書の受付実績の一覧表を添付すること。市は、業務の履行確認後、受注者の適正な請求を受理した日から30日以内に上記8（1）を支払う。（①から⑤それぞれにおいて、1円未満の端数切捨て）

※業務履行報告書には、返礼品協力事業者名、返礼品名、発送数量、配送料（返礼品価格に配送が含まれていない場合のみ）等の内訳が分かる明細を添付すること。

9 再委託の禁止

個人情報保護の観点から再委託は原則として認めないこととする。ただし、本業務の一部について、契約書に基づき書面により届出を行った場合は、この限りではない。

10 報告及び検査

本市が必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の履行状況その他必要事項について、報告を求め、又は検査を行うことができるものとする。本市からこれらの求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

11 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

- （1）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること。
- （2）個人情報保護に細心の注意を払うこと。情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに漏洩等を防止する措置を講じるとともに、本市に書面で状況を報告し、指示を受けること。
- （3）本業務の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と併せて個人情報取扱特記事項を遵守し、万全の情報セキュリティ対策を講じること。また、個人情報等の保護に係る誓約書を本市へ提出しなければならない。

12 損害賠償

本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。ただし、その損害のうち、寄附者、又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。

13 その他

本仕様書は、実施する内容等について最低限の基準を定めたものである。なお、実際の委託業務契約の締結時には、本市への提案等を踏まえ変更する場合がある。また、本仕様書に明記していない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、本市と協議の上、定める。

14 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- （1）堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購

入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

- (2) これらの事実が確認された場合、本市は当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

1 5 再委託契約等の締結について

再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

1 6 誓約書の提出について

- (1) 堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

1 7 不当介入に対する措置

- (1) この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し（1）及び（2）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（1）に定める報告及び届け出又は（2）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

参考数値

堺市のふるさと納税の概況

1 寄附実績の推移及び目標額

年度	返礼品数	寄附件数	寄附受入額	経費率
令和3年度	約300	5,765件	205,597,724円	41.0%
令和4年度	約700	17,742件	1,157,415,066円	45.6%
令和5年度	約1,000	31,302件	1,554,088,116円	47.8%
令和6年度	約1,200	24,823件	1,480,720,871円	45.1%
令和7年度	約2,000	42,592件	1,527,068,377円	47.4%
令和8年度	—	—	2,130,000,000円	—
令和9年度	—	—	2,420,000,000円	—
令和10年度	—	—	2,710,000,000円	—
令和11年度	—	—	3,000,000,000円	—

2 本委託業務の対象外経費の寄附額に占める割合（令和7年度実績より）

割合	備考
約13%	ポータルサイト使用料、決済手数料、人件費、広告費等

3 各ポータルサイトのシェア率（令和7年度実績より）

ポータルサイト名	金額ベース	件数ベース
ふるさとチョイス	17.9%	11.6%
楽天ふるさと納税	44.3%	54.9%
ふるなび	23.3%	17.7%
さとふる	4.8%	5.5%
その他	9.7%	10.3%

※「さとふる」は令和7年6月から導入

※各ポータルサイトのパートナーサイトは除く